

## 平成27年度 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

日時：平成27年6月9日（火） 11：00～12：05

場所：知事会議室

（山谷副知事）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「平成27年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を、開会をいたします。わたくしは本日進行を務めさせていただきます、副知事の子谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、会議の開催に先立ち、本部長である知事から、ご挨拶を申し上げます。

（高橋知事）

はい。それでは、座ったまま失礼させていただきます。今日は6月1日に道庁の幹部人事異動がございまして、新しいメンバーによります、今年の「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」の会合ということになります。有識者委員の皆様方におかれましては、皆様方、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。5年経ちました。新しい条例がございまして。地域づくりに、それから権利擁護、就労支援という三本柱で、当時として、全国に先駆けた形のこういう包括的な、障がい者の方々の方々の条例というもの、これが全面施行されて5年間ということでもあります。毎年こういった形で皆様方のご意見を賜りながら、わたくしども、14振興局それぞれの地域の特徴等もございまして、どういう形で、障がい者の方々に対する対策を、施策を、私どもとして進めていくべきか、ということについて、皆様方にお諮りをしながら、ここまでまいったところでございます。

今日も、様々なことについて事務的にもご説明を申し上げ、またご議論をいただくことにしているわけですが、実は、今週の日曜日だから一昨日、十勝管内芽室町で、九神ファームさんとおっしゃるんですか、四国の方々を中心に、北海道の基幹産業である農業と、障がい者支援、障がい者雇用というのを連携させる形の工場のお披露目ということで（行って）まいりました。大変にチャレンジングな、試みだなあと思って。新居浜から、四国の方から来られたその会社の女性の藤田さんとおっしゃる社長さんが、「なんでこんなところに来なければならないのかと、最初は思った。」と言っておられて、まあまだ来て間もないので、私からのご挨拶の中では、まだ来られて2年だけれども、「やっぱり来て良かった。」と申していただけるように、我々もサポートしていきます、ということをお願いいたします。また、先週でしたかしら、道南の方の檜山管内の乙部町というところに、江差福祉会というところだったと思うのですが、ホテルを開業されたその現場を拝見させていただくことになりました。これはですね、もともとあったホテルの側<sup>がわ</sup>を使って、それを内装を全面的に改装して、部屋数的には、20いくつぐらいしかないのでは

すが、全部の部屋が、障がいのある方々を最優先に考えた造りになっていて、かつ、温泉もあるのですが、温泉もですね、障がいのある方、特に、身体障がいの方を想定しており、車いすで温泉に入れるような、いろんな配慮がしてありまして、そして、ご承知の方も多いかと思うのでありますが、そこで働く従業員も、八割方だったと思いますが、障がいのある方々、この方々は知的障がいとか、発達障がいの方々が中心でありますけれども、そういうところに行ってきました。おもてなし、最初にお客さんが来ると、ピアノを弾いて、生演奏で迎えてくれるのですが、それはとっても上手にピアノを演奏される方も、障がいのある方でありまして、本当に、なんか、目頭が熱くなるような素晴らしい施設をここ2週間立て続けに私訪問させていただく機会がございまして、あらためてこの北海道という地における、障がいのある方々に対する福祉的な対応は当然重要であります。雇用ということ、まさにこの、条例の柱の一角の、大変重要なポイントである雇用ということ、しっかり考えていかなければならない、そんな思いも、また改めて持ったところがございます。そして、時あたかも、東京オリンピック・パラリンピック、そしてその先の冬季のオリンピック・パラリンピックを、札幌誘致ということを考えているわけではありますが、そういう中で、ここ2、3週間ぐらい前でしょうか、東京の方から、冬季オリンピック・パラリンピックの推進の中心になっている事務方の方に来ていただいてお話を聞くことがあったのですが、よくそのオリンピック、大体パラリンピックって付けないんですけれども、オリンピックで、それを漢字で言うと「五輪」という言い方をします。ただ「五輪」というのは、マークはご案内のとおり、これは「オリンピックのマーク」であって、パラリンピックの方はそうじゃないんですよ。それで、「五輪」と訳すのはやめてくれと、その方が言っておられてですね、確かに新聞なんかを見ると、むりくり「五輪・パラリンピック」と書いてあるとかね、これやめたらいいと思うんですよ。「オリンピック・パラリンピック」とやっぱりこう併記すべきだし、やっぱり今まで以上に、オリンピックと、ともに行われるパラリンピックということについての、世界の注目度も高まっているということ、そういうことも私ども道民、あるいは国民一人一人が意識をしながら、こういった様々な障がいの種類によって対話の仕方が当然違ってくるのは、当たり前のことですけれども、私どもが考え方を整理し、しっかりと対応し、我々自身も、ともに生活の質を高めていく努力をしていきたいな、というふうに改めて思っているところがございます。今日も限られた時間ではございますが、皆様方とともに議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(山谷副知事)

それでは早速、議事に入りたいと思います。まず始めに、本日の報告事項であります、平成26年度の施策の推進状況、それから協議事項であります、平成27年度の取組方針(案)につきまして、事務局から一括して説明をいたします。ではよろしく願いします。

(湯谷課長)

はい。保健福祉部障がい者保健福祉課長の湯谷でございます。よろしくお願いたします。大変申し訳ございませんが座ったままで説明をさせていただきます。まず平成26年度北海道障がい者条例に関します施策の推進状況についてご説明申し上げます。お手元に配布してございます資料1をご覧くださいと思いますが、表紙の裏面でございます、1枚開いていただきまして、条例による取組の概要を記載してございます。北海道障がい者条例の主な施策といたしまして、「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」、この三本柱を推進するため、1ページの上段でございます、現在開催しております、推進本部を設けております。昨年6月に、知事を本部長といたします、推進本部会議を開催いたしまして、今後の取組方針などについて、協議を行いますとともに、調査部会におきまして、オホーツク圏域地域づくり委員会から審議の求めのありました、個別議案などについて協議を行いました。

次に、1ページ目の下段でございますが、条例の広報についてでございます。出前講座などの実施のほか、福祉事業所や市町村との研修や学習会などにおけます、障がい者に配慮した接し方についての、DVDの活用や、条例を分かりやすく説明いたしましたパンフレットによる、周知・広報を実施いたしました。

資料の2ページ目をご覧くださいと思いますが、権利擁護の推進についてでございますが、まず、条例に基づき設置しております、全道14か所の地域づくり委員会におきまして、17件の協議の申立や相談について、対応を行っております。また、障害者虐待防止法に基づく、道庁内に設置しております、北海道障がい者権利擁護センターに、86件の相談やお問い合わせがあり、このうち18件につきまして、虐待相談といたしまして関係機関へ通報するなど、法に基づきます通報等、必要な対応を行っております。なお、資料の5ページから8ページに、地域づくり委員会への協議申立等の受付状況及び権利擁護センターの相談・通報等対応状況についての資料を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。障がい者が暮らしやすい地域づくりについてでございます。まず、全道14か所の地域づくり委員会では、相談や申立のありました議案ばかりではなく、それぞれの地域の様々な課題につきまして、積極的に協議を行い、暮らしづらさの解消に努めているところでございます。各地域づくり委員会における地域課題は、9ページでございますが、ここに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。また、地域支援体制づくりの推進といたしまして、市町村が行うことが望ましい事項を定めました「地域づくりガイドライン」を活用しながら、地域づくりコーディネーターと振興局等が連携し、市町村の相談支援体制づくりなどの取組を支援しているところでございます。次に、地域づくりに関連した事業といたしまして、障がいのある方々や、高齢者・児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設を整備する「共生型基盤整備の推進」についてでございますが、26年度におきましては、障がい者が対象と

されている施設が、8つの市・町で9か所、国の交付金制度などを活用し整備されたところでございます。

次に、資料の4ページでございますが、障がい者の就労支援についてでございます。経済団体を含めた、幅広い関係者が参画いたします、「北海道障がい者就労支援推進委員会」のご意見を伺いながら、平成27年度から29年度を期間といたします「第3期障がい者就労支援推進計画（北海道働く障がい者応援プラン第3章）」を策定したところでございます。今後は、このプランに基づく取組を関係機関と連携しながら総合的に進めてまいります。具体的な取組のうち、条例に基づく企業認証制度につきましては156社に、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録する「アクション」につきましては、520企業・70市町村にそれぞれ認証や登録をいただいております。また、授産事業所等への優先的な発注を促進する、「特定随意契約制度」の活用などを庁内に呼びかけるなど、授産事業所等への官公需の発注を促進しておりますほか、北海道障がい者就労支援センターにおきまして、企業と授産事業所の仕事をつなぐ、共同受注などを実施しているところでございます。このほか、民間企業との連携による、大型商業施設での授産製品販売、昨年度の新たな取組といたしまして、道庁赤レンガ前庭などを活用いたしました、「北海道カフェ」の運営によりまして、障がいのある方を7名雇用し、約2,000人の方にご来店いただいたところでございます。更に、販売のプロによる支援により、授産製品の品質向上や、販路拡大を図る取組の一環といたしまして、実践販売会を7回開催し、300万円以上のお買い上げをいただきました。また、道の障害者就労支援施設等からの物品の調達につきましては、640件、9,578万9千円の発注を行っております。なお、資料の10ページ以降に、関係部等が所管をいたします、条例の関連施策の取組の概要につきましてまとめておりますので、これにつきましても後ほど内容をご覧いただきたいと思います。

以上が「平成26年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について」でございます。

次に「平成27年度北海道障がい者条例の取組方針案」につきましてご説明申し上げます。資料2でございますが、資料を1枚開いていただきまして裏面をご覧いただきたいと思います。今年度の取組方針といたしまして、基本方針と、重点方針を設定しております。まず基本方針につきましては、昨年度同様に、「障がいのある方が、当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えのもと、1つ目といたしまして、「障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視」、2つ目といたしまして「地域間格差の是正」、3つ目といたしまして「幅広い関係者と連携・協働した施策の推進」、4つ目といたしまして、「道民理解の促進」、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。重点方針につきましては、平成26年度の施策の推進状況に記載した項目ごとに方針を定めております。1点目といたしまして、条例の広報につきましては、関係機関や関係団体とも連携しながら、道職員による出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの様々な啓発資材の活用など、障がいのある方にも配慮した、分かりやすい広報・

啓発の実施により、障がいのある方や、そのご家族はもとより、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。特に今年度は、来年4月に施行されます、「障害者差別解消法」などと併せまして、障がい者の権利擁護全般につきましての、効果的な周知が図られますよう工夫してまいります。

2点目でございますが、権利擁護の推進につきましては、地域づくり委員会の利用促進を図ることが重要であると考えておりまして、市町村が設置いたします「障がい者虐待防止センター」とも連携しながら、障がいを理由とする差別等の解消に取り組みますとともに、これまでの条例に基づく障がい者虐待への対応に加えまして、障害者虐待防止法に基づく虐待防止対策の取組を進めてまいります。また、障害者差別解消法の施行に向け、道として必要な体制の整備を行う中で、北海道障がい者条例につきまして、所用の改正を行うこととしているところでございます。

3点目でございますが、障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進につきましては、地域で暮らす障がいのある方などの声を、地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むほか、第4期北海道障がい福祉計画におきまして、地域で生活する障がいのある方の高齢化・重度化や、親亡き後の生活を支えるための、地域生活支援拠点を整備することとしておりますが、拠点に必要な機能の一つであります、コーディネート機能をはじめ、地域における必要な相談支援体制が確保できますよう、振興局と地域づくりコーディネーターが連携しながら、市町村の取組を支援してまいります。

最後になりますが、障がい者の就労支援につきましては、障がいのある方々と、それを支える企業の双方を応援する、包括的な取組を進めることが重要と考えておりまして、企業など、関係機関と連携した就労支援を推進いたしますとともに、障害者優先調達推進法に基づきます、道における授産事業所への発注拡大や、就労支援センターによる販売機会拡大の取組などを推進することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(山谷副知事)

この資料1及び資料2に関して、補足する事項、またご質問・ご意見等ございませんか。よろしいですか。それでは、報告事項及び協議事項に係る議事については、その程度にとどめさせていただいて、意見交換に移ってまいりたいと存じます。

資料2の取組方針案の重点のうち、冒頭の知事のご挨拶にもございましたが、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることとなっております。道におきましても現在、各般の準備を進めているところでございますが、ここでまず道における取組状況などにつきまして、関係する部局から説明をしたいと思っております。まず法に基づく取組の全般を所管する保健福祉部からお願いをします。

(村木保健福祉部長)

保健福祉部長の村木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料3がございますけれども、それに基づきまして、説明をさせて頂きたいと思っております。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」の準備状況についてでございます。まず、この概要についてでございますけれども、この法律につきましては、国連の障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備の一環として制定されたものでございまして、その目的といたしましては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する」ということとでございます。内容といたしましては（２）に表で整理をしておりますけれども、第1に「障害を理由とする差別の禁止」が規定されております。国及び地方公共団体におきましては、差別的な取扱いの禁止、それと合理的配慮の提供、これが法的な義務として位置づけられております。この合理的配慮の提供と申しますのは、例えば、聴覚障がい者の方が会議に出席をされるといった場合については、手話通訳者を配置するというような配慮、そうしたようなものを提供しなければならない、というようなこととでございます。次に具体的な取組といたしましては、1から6まで項目を書いておりますけれども、国における取組といたしましては、基本方針それから対応指針の策定というのがまずございますが、基本方針につきましては、すでに閣議決定におきまして策定をしております。それから、対応指針につきましては、それぞれ主務大臣、例えば学校現場におけるものであれば文部科学大臣とか、それぞれの主務大臣が対応指針を策定するということになっております。さらに職員対応要領でありますとか、相談・紛争解決の体制整備、そういったものも今後検討していくということになっております。地方公共団体におきましては、都道府県、それから市町村の職員が、障がいのある方への対応におきまして、差別することがないように、様々な事例などを網羅いたしました職員対応要領の策定のほか、先ほど申し上げました体制整備、地域協議会の設置などが規定をされておりますので、順次随時、対応していきたいというふうに考えております。これまでの道の取組状況を2番に整理してございますけれども、すでに北海道におきましては条例を制定してございまして、差別をなくす取組を進めているところでございますけれども、今般この障害者差別解消法ができましたことから、これらに規定する内容について積極的に対応してまいりたいと考えております。北海道障がい者施策推進審議会に権利擁護部会を設置してございまして、これまで3回開催をしておりますけれども、いろいろ検討しているところでございます。特に、本日推進本部員として出席いただいております、橋本伸也委員、橋本佐和子委員には、引き続きこの権利擁護部会における検討にご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。この項目の中に掲げております職員対応要領の制定につきましては、関係部局の職員でワーキンググループを作っております。これまで2回ほど検討しておりますけれども、今後の策定に向けまして、随時、検討・協議を進めてまいりたいというふうに思っております。それから啓発活動でございますけれども、この差別解消法について道民に広く知っていただくということが必要なこ

とでございますので、今後、道民フォーラムという形で、道内3か所程度でフォーラムを開催し、法律の内容についての周知を図っていきたいというふうに考えております。道政の広報の活用も含めて、広く道民に知っていただくということに努めてまいりたいと考えてございます。今後とも差別の解消に向けました道の取組が、より良いものとなりますように検討を重ねてまいりますけれども、幅広い関係部局がありますので、連携を強くしながら、様々な検討、それから施策の推進に当たってまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。以上でございます。

(山谷副知事)

まず総括的に保健福祉部からご説明をさせていただきました。次に、道におけます環境整備の取組状況について、総務部から説明をお願いします。

(林総務部次長)

総務部次長の林でございます。どうぞよろしくお願いたします。私の方からは、資料4に基づきまして、道における環境整備の状況等についてご説明を申し上げます。

まず、庁舎関連についてであります。本庁舎の入り口から受付まで、音声案内装置付きの盲導鈴を設置するなど、ここに6項目掲げてありますことを中心といたしまして、環境整備に努めているところでございます。また障がい者の方が来庁された際に、受付の職員が訪問先へ案内を申し出るなどの対応をしております。そういった形でも、対応環境の向上に努めているところでございます。

次に、採用試験における環境整備についてでございますが、視覚障がい者などの活字印刷文による受験が困難な受験者の方に対しましては、点字で受験できるようにするほか、車いすの受験者に対応した会場の選定など、受験をしやすい環境を整えているところでございます。

また、職員への意識啓発でございますが、新採用職員研修におきまして、手話や車いす体験の時間を設けているほか、新任課長級研修や新任主幹級研修、幹部職員の研修におけるDVD上映を通じまして、障がい者に対する意識の向上を図るなど、働きやすい職場環境づくりに努めているところでございます。

次に、職員対応要領についてでございますが、先ほど保健福祉部長からもお話がありましたが、障害者差別解消法に基づく職員対応要領につきましては、その周知方法も含めて、現在ワーキンググループで検討中というところでございますが、総務部といたしましても、例えば、職員研修を活用するなど、その周知徹底に当たりまして、最大限努力をしてまいりたいと考えております。

裏のページになりますが、参考として、道における職員数に占める障がい者の状況について、情報提供させていただいております。平成26年6月1日現在、法定雇用率2.3%に対しまして、道は2.58%となっているところでございます。平成24年度以降は毎

年度、障がい者を対象とする採用選考を実施しておりまして、昨年度は8名の合格者を出しているところでございます。また、入庁後の研修におきましては、車いすの職員にも対応した会場の選定などのほか、聴覚障がい者に対しましては、手話通訳者や要約筆記者を配置するなどの対応を行っているところでございます。

以上、道の取組についてご説明させていただきました。

(山谷副知事)

ありがとうございました。それでは、続きまして教育分野の状況について、教育庁教育部長から説明をお願いいたします。

(教育部長)

教育庁の教育部長の山本でございます。よろしくお願いたします。お手元の資料5をご覧くださいと思います。

道教委におきまして、まず、環境整備でございますけれども、これは、先ほど知事部局のほうからお話ございましたのと同じような形で、同様に環境整備を進めてございます。その中で特に、具体的に申し上げますと、すみません、ここに書いてございませませんが、道立の高等学校、全日制で今202校ございます。そのほぼすべての学校で、スロープと身障者トイレ、これは整備をしております。それからエレベーター、これ非常に身障者の方にとって大事でございます。これについては平成8年度以降、改築の学校についてはエレベーターを順次整備をするという形で取組を進めてございます。

それから、採用試験における環境整備ということでは、先ほど知事部局からお話ございました、点字試験の実施ですとか、手話通訳者の配置、こういったことは同様に実施をしております。それから、障がい者の雇用状況についてでございます。この障がい者の雇用状況、採用状況とお示してございますが、法定雇用率に対して、道教委の場合は法定雇用率を上回っておりません。これについては、道教委におきましては、職員数の約9割が、教員、先生でございます。で、教員免許を所有する障がい者は少ないということから、なかなか雇用が進まず、法定雇用率に届いていない状況が続いておりました。そういうことを打開しようということで、平成24年度から雇用の拡大を進めてございます。その結果として、18年から23年はだいたい1.5%から1.6%のあたりだったものが、24年に拡大したことによって、24年が1.7%、25年に1.8%、26年に1.82%と拡大してきてございます。ただ状況としては、残念ながら、トップの高知県が2.62%でございますが、北海道教育委員会は残念ながら最下位、47位という状況にございます。主に24年度から、どういったことを拡大したかということが一番下の採用の取組に書いてございますが、まず障がい者を対象とした採用選考というものを、特に24年からは実習助手等について拡大をしているということ、中でも具体的に申し上げますと、その下の「校舎環境整備業務」、これ、簡単に言いますと校舎の簡単な修繕ですとか、草刈



り・除雪・ごみ処理、こういったものに、障がい者の方の雇用枠というのを設けまして、非常勤職員として任用するというようなことをやっております。24年から27年で14名をこの枠で任用しておりますが、そのうち、知的障がい者の方2名を含んで採用しております。それから、ベースとして、やはり、どうしても教員が多いものですから、教員養成課程を有する道内の大学40校ございますが、そちらに対して、障がい者を対象とする特別入試の実施を25年度から働きかけて、そもそも教員はなかなか難しいので、このベースもしっかりやろうということ。それから一番下でございますが、27年度からの新しい取組として、事務補助等に従事する職員、これは主に学校の中で郵便の收受・発送・印刷など、そういったことを行う職員として、新たに非常勤職員を任用するという事で、27年には29名を採用しております。そのうち知的障がい者の方も1名を採用するというような中で、順次雇用の拡大を図り、何とか法定雇用率の達成に向けて努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

(山谷副知事)

ありがとうございました。ただいま、関係部からのご説明をさせていただきましたけれども、この説明に関し、補足する事項、またご質問やご意見等はございませんか。

特段なければ、ただいまの説明を踏まえて広く意見交換を行ってまいりたいというふうに思います。

それではまず、有識者の皆様から、ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願います。門屋先生、お願いしてよろしいですか。

(門屋委員)

いろいろと取り組んでいただいていると思います。お礼を申し上げたいと思います。

私が申し上げたいのは、昨年2月の19日に発効しました権利条約のことであります。平成18年に国連を通ったにもかかわらず、ずいぶん長い時間、日本はかかったというこの問題は、この条例を生んだこともですね、北海道の姿勢を表しているというふうに思っております。条約がなかなか批准できない中で、条例を作ることによって北海道は先駆けていろいろと取り組んでいただけたというふうに理解しております。しかし、条約は批准されました。来年2月の19日までは国連に報告をして実態を報告することになるわけですが、まだまだやはり、いろいろな問題があるなというふうに感じております。私ども、障がいの領域でずっと携わってきて一番重要なのはやっぱり「分けられてきたこと」なんだろうと思いますが、障がいの問題が来年の差別解消法を機会にですね、すべての人の問題ということになるので、例えば、行政は、こういうことを申し上げて申し訳ないのですが、縦割りの部分があるですね、結局保健福祉部の問題ではなくて、全体の問題という認識に、この機会を借りて、もう一度立ち戻っていただきたいというのが、私の総論的なお願いでございます。その具体的なことでいえば、まだまだ事案はいろいろと問

題が発生しておりまして、卑近な例で小さなことかもしれませんが、先日室蘭で、視力障がい者の方々が、盲導犬と宿泊しようとして、4つのホテルから全部断られてしまったということでした。これはぜひ、例えば経済部のほうから、サービス業は特に人とのかかわりということになりますので、人とのかかわりのサービス業に、この差別解消法のことではなくて、障がい者への対応ということについての話をですね、ぜひ周知していただきたいというふうに思っております。先ほどの職員対応要領、これには実は大変期待をしております、これが広く北海道は、道庁のこの本庁だけではなく、たくさんの方が地方にいらっしゃるので、その方々に隅々ゆきわたるようなことをですね、ぜひお願いしたいのと、加えて、この要領、先駆けていまして、ほかのいろいろな市町村であったり、あるいは民間の事業所がですね、どういうふうに考えたらいいかのモデルになるというふうに実は期待をしております、ぜひ、外に向けても「こういうものがあるよ」ということの発信をそれぞれの関係部局からしていただけるような、広く道民に、というような、こんなことも、希望しております。

もう一点、条約は「他の者との平等」、「地域で暮らす」を当たり前という、いくつかの柱を掲げていますが、地域移行、精神病院と知的の入所施設等々ですね、「社会的入院」と呼ばれなければいけない、この豊かな社会にも関わらず、社会的な理由で、入院が継続されるという、ここの部分がまだまだ解消されていません。全国の病床数からいっても35～36床ありますので、とても多すぎる状況にあります。全国が27床ですが、世界的にはもう10床を切ってしまいました。十勝圏域は27床ありましたが、今12床に減りました。減っても医療ができる、精神病の人たちがちゃんと治療を受けながら生活ができるということは実証済みでありまして、これをやはり全道的に広げる必要があると。これは以前に、すでにもう社会的入院が2,000人近くということ、数字を表して（社会的入院解消の）計画を立てたにもかかわらずそれが進んでいないこともございますので、ぜひお取り組みいただきたい、というふうに思います。

あともう一点、こういう機会は、保健福祉部とは頻回にお話をできるのですが、他の部長さん方に聞いていただく機会がなかなかないので、障がい福祉の領域でできた、これは労働者としてみなされる、就労継続支援A型という事業所の問題です。これはハローワークを通じて雇用される、雇用従属関係に基づく労働者なわけですが、その仕事の内容が非常に不十分といいますか、労働者がやっていることなのかということも含めて、採用の時点で、どういう労働に対して働いてもらうかということが、はっきりしていない事業所が増えているように思います。短時間労働で、沢山の障がい者に「通っていただくだけ」ということも含めて、厚労省のほうでは、今年の個別給付費を変えるに当たって、2度ともA型の給付費を厳しくしたということもございますが、「ハローワークを通じての労働」ということ、労働者の雇用ということに関しては、もう少々指導があってもいいのかな、というようなことも含めてですね、ご検討いただければ、というふうに思います。

重なることがたくさん出てくるとは思いますが、ほかの委員の先生方のお話の中にも出

てくるかもしれませんがけれども、当面は、職員対応要領をですね、ぜひ、職員に周知していただくことをお願いしたいと思ひまして、私の話を終わります。

(山谷副知事)

ありがとうございました。ただいまの門屋委員のご指摘にありました室蘭の盲導犬の案件、保健福祉部のほうから、それぞれ各部と連携しながらですね、旅館業組合とかですね、そうした関係のところ、早速、通知を出させていただきました。私、昨日、JTBさんとご一緒したものですから、JTBさんにも日々の各ツアーなどを組む際にも、こうした点に配慮してほしい、ということもお伝えをして、しっかり対応していかなきやいけないなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(門屋委員)

ありがとうございます。

(山谷副知事)

それでは、橋本(伸)委員、よろしくお願ひいたします。

(橋本(伸)委員)

はい。私のほうからも3点申し上げさせていただければと思います。普段から保健福祉部を挙げて、取組をされているということは、そばで見えていまして、有り難く感謝しております。ほんとに素晴らしい、熱意を込めた取組をされているということ、ここで改めて申し上げさせていただきます。

申し上げたい1点目なのですが、先ほどから、差別解消法に向けて、つまり来年春に向けて、啓発活動を準備されているということでもあります。ぜひ進めていただきたいのですけれども、こういう啓発という時にですね、ひとつ障がいのある方々の生涯学習という視点から、その暮らしている社会の環境はこう変わり、制度・サービスがこう変わり、ということ、その障がいのある方、あるいはご家族、あるいは支援者の方々が、しっかりとこう活用していけるようなスタンスでもって、周知をしていくというような視点も必要じゃないのかな、と思います。相談窓口へどうぞ、というようなことになりがちなのでありますけれども、ただ、その様々な障がい状況の方々にとっては、多様な制度・サービスというものがどんどん変わっていくわけですから、それについて習得をしていくという形で、いろいろな社会生活、あるいはサービス利用場面で、主人公になっていくという形がとれないかな、と思います。これはたぶん、発信する側の視点の持ち方だと思いますので、そのような観点もお願いできればなと思います。

それから、2点目なのですが、これは特別支援教育にかかわることなのですが、北海道も教育委員会のホームページを見ますと、平成17年から個別の教育支援計画プラ

ンの作成がスタートしています。特別支援教育場面の前から、最中から、そして社会へ出ていくという長い視点でもって、お子さんの時にどのようなサービスを利用されたのか、あるいは医療的な支援がどうであったのか、地域支援の活用がどうであったのかみたいなことが書かれるフォームになっています。それが、ちょうど10年経つわけなのですが、ちょっと浸透してないのかな、という感覚を持っております。最終的に社会生活へという段階に立った時に、その支援者から見ますと、どのような医療、支援を、これまで過去に受けて今日に至ってるのかとか、サービスをどのような形で利用し、あるいは時には嫌な思いをしたとか、という経験の把握が重要なはずなのですよね。そういったことを踏まえて、個々の支援事業者のほうで活用できるとか、あるいは支援展開にいかしていくということへ結びつけばと思います。特別支援学校の先生方がすごく苦勞して作っておられることも承知しておりますので、それをどう活用するかという方法の問題になるのかもしれませんが、いかし方というところで、その苦勞がいきるような形がとれればと思っております。

それから最後に、私は、学校の教員でありまして、学生が大学院の論文を作るのに、難病の方々に対して調査をするのを指導する機会がありました。その学生もそういう難病を罹患しているということがあって、女性の難病の患者さんを調査対象として、妊娠・出産をどう考えるかを調査したいということだったのです。そこで、難病患者団体にご協力をいただいて調査したところ、そんなに大きな数字ではないのですけれども、難病の身体症状が変化したり、日々変わるような状態の中で、子育てをする場面で、本当に利用できる社会資源があるのだろうか、という状況なのです。それが不安だから妊娠・出産ということはあまり考えたくない、という声が出てきていたのです。それをベースにして、他の障がい者の方々の状況を見てみましても、やはり、お子さんが障がいがあるという状態での支援施策というものはあるのですけれども、お父様・お母様が障がいを持っているという状況の中で、子育て支援を活用できるかという目で見ると、意外とさみしい状況じゃないかな、ということを感じております。非常に難しい問題が出てくるだろうとは思いますが、シンプルに対処できるところからでも、検討を始めてはどうかな、ということをご提案申し上げたいわけです。以上でございます。

(山谷副知事)

ありがとうございました。それでは日置委員、よろしく申し上げます。

(日置委員)

私のほうからも3つなんですけど、1つ目は、私も今全国の仕事を手伝うことが多いので、他の都道府県にも行ったりするんですけど、いつも「北海道はすごいよ」っていう話を自慢をしていますが、やっぱり条例が先駆けて作られて、ここまで来たっていうのは、ひとつ、先駆的な北海道は、たぶん全国に比べていろんな課題が先に見えてくるとい

うか、厳しきみたいなものがあるからだろう、と知っているんですけど、その厳しさが分かるからこそ、それより先駆けて取り組むというのは、北海道が頑張ってるなど、いつも思っているところですけど、それが今回、差別解消法が国の動きとして追いかけてくる、というこのタイミングは、すごい良かったな、と個人的には思っています。というのもやはり、条例はできたんですけども、私が、研修とかをやる中で、障がい福祉にかかわっている人に聞いても、「条例知ってますか」と聞いても「あまり知らない」という方が多かったです。今年2月に、初任者研修というのを、道庁と一緒にやらせてもらったんですけど、その時に受講した方に聞いても、「あんまり知らない」ということだったので、(条例が)できた時に、少し注目されて盛り上がったところから、少し注目が薄れてきたかな、というところに、差別解消法があって、またここでいろいろ取組がされる、ということの重要性というのを感じています。何が大事かという、やっぱり継続が大事だというのが、やっぱりできた時は、それなりに皆さん考えたりやるのですけれども、今回の対応要領というのもすごく大事だと思うのですけれども、それを作ることが目的ではたぶんないと思うのですよね。作るプロセスが大事ですし、じゃあ作った後にそれをどう活用するか、というほうがものすごく大事なので、今回事例を集めるという話ですけど、事例を集め続け、事例を検証し続けること、その仕組みをどう作るか、というのが一番大事だと思います。時間が経過すれば事例っていうのは移り変わってくるものだと思うので、その「事例の出方」というものも変わってきますし、それを受けた人がどう感じるかということも、たぶん、差別の事例というのは、最初は、その場面に遭遇しても差別だっただけでことが分からなかったところから、継続していくと、今まで気づけなかったことが、差別だとか合理的配慮がなかった、ということに気付いていく、というプロセスがすごく大事だと思うので、対応要領を作るということをきっかけに、それを継続していく仕組みをぜひ作っていただきたいな、というのが1点目です。

2点目が、どうしても環境整備とかというふうになると、ハード面が目立つことになると思うのですけれども、私はやはりソフト面のほうがとても大事だと思っていて、いくらハード面が整っていても、人の理解が広がらないと、こう、生きやすくない、というところがあって、その意味では教育がとても大事だと思っています。先ほど学校で、その雇用の問題、障がいのある先生たちとか、職員の雇用の話もありましたけれども、それはとてもやはりその学校の中に、障がいのある人がいるということは、世の中にはいるのは当たり前なのですけれども、学校には、今まであまりいなかったということが、ノーマルではない状態なので、「いるということ」が大事なので、それはぜひ推進していただきたいということと、別に雇用という形ではなくても、学校の中に障がいのある方たちをどんどんいのようにしていくというのはほかにもできる話なので、空き教室の中に、障がいのある方たちが活動できるようなところを作るであるとか、あとは、先ほど橋本さんから生涯学習の話がありましたけれども、学校ではなくて、生涯学習の場で、障がいのある人もない人も一緒に、例えば福祉について学ぶ、という機会があったりするものも、もちろん福祉サー

ビスを障がいのある方が学ぶのも大事なのですけれど、障がいがない人も、福祉については別にひとごとではないので、いつ自分のことになるか分からないし、まあ福祉の担い手は国民みんなということなので、そういうことを学んでいく機会というのはなかなかないので、生涯学習の中に、広く福祉や障がいということも学ぶという機会があってもいいのかな、というふうには思います。妊娠・出産の話もありましたけれど、妊婦さんの教育の中にも、なかなか障がいの子が生まれるかもしれないという教育というのはあんまりないんですよ。あんまり怖いことを先に言わないほうがいい、というのもあるのかもしれないのですけれども、でも当たり前生まれてくるので、そういった人々の生活の中に特別なことじゃなくて、障がいてもものは、いつもあります、っていうようなソフトの充実ということが、まあ具体的にどういうふうにできるかはいろいろだと思うんですけど、もっと必要かなと。これは、サービスを充実させる、障がい者が使えるサービスを充実させることと結構矛盾するんですよ。障がい者だけが使えるサービスは、もちろん大事なんですけど、そうじゃないところの、障がいじゃなくても、障がいがあっても、というところの充実の両方がそろわないと、差別がよけい広がってしまうという現実も、私自身が障がいを持つ娘がいるので感じるところの、「ソフトの推進」というのが一番大事な、というふうに思います。

最後にひとつは、障がい者の問題というのは、障がい者だけの問題ではない、という意味で、障がい者の課題というか、こう困っていることをきっかけに、あらゆる人が暮らしやすい地域にするというのが、この条例の趣旨なので、一般化・普遍化していくというのがとっても大事だと思います。その意味では、障がい者の問題を取り扱った時に出てくる周辺の問題というものに目を向けていくことが必要だと思っていて、例えば私は最近、関わるのは、セクシャルマイノリティの性的少数者の方たちの問題というの、一部、性同一性障がいとかになると、障がいていうところに入ってきたりはするんですけど、必ずしも障がいと一致するわけではないので、同じように生きづらさがあっても、なかなか理解が得られないであるとか、たぶん今回事例を集められても、いわゆる障がいのある方の事例は出てきても、セクシャルマイノリティ、性的な生きづらさを抱えている人たちの事例というのはたぶん出てこないということになると思うんですけど、でもそういう事例はあるはずなんですよ。世の中にはあるはずで、行政の窓口もかなりあるというのは聞いていますので、そういったものに少し目を向けてみるであるとか、あともうひとつ非常に深刻だと思うのは、「第4の障がい」といわれる、いわゆる虐待を受けて育った子どもたちや、なかなか個性を尊重されずに、のびのびと育てなかった子どもたちが、非常に落ち着きがなかったり、就労するのが困難であったり、人とコミュニケーションを取るのが苦手だったり、というような状況を示す時に、それはなんか障がいなのか障がいじゃないのか、というとても難しい問題があって、障がいというところで手帳をもらえれば支援が受けられるけれども、それを拒否した場合は支援が受けられない、ということにもなったりしますので、そういう「この人は障がいか、障がいじゃないか」ということを問わない

でも、生きづらい課題を持っている人たちも一緒に議論していくという、周辺の課題にも併せて取り組むということが、障がいのある人たちも暮らしやすくなることに結局つながると思いますので、普遍化・一般化ということを意識して取り組むということの重要性を、最後に伝えたいと思います。以上です。

(山谷副知事)

ありがとうございました。それでは、橋本（佐）委員、よろしくお願いします。

(橋本（佐）委員)

はい。私のほうからは2点お話ししたいと思います。1点目は、重なる部分もありますが、資料3・資料4あたりに関するところなのですけれども、今回、国や地方公共団体の法的な義務として合理的な配慮の提供をしなければならないということになってはいますが、これを実現するのは、すごく難しいと思います。資料4の総務部のペーパー見させていただいても、なかなか障がいに触れたことがない部署にあってはですね、身体や視覚、聴覚といったようなこう、目に見える部分の障がいは想像がついてそれに対する配慮というのがしやすいとは思いますが、それ以外の知的や精神についての配慮というのは、なかなか難しいし、マニュアル化しづらいところであるし、経験したことがない方にとってはすごく大変なことではないかなと思います。また目に見えにくい障がいのある方が来庁されても、その方が障がいを持ってるかどうか、というのが分かりにくいところもありますので、対応は大変だと思います。それで、そういった対応について、どのようにしたらいいかということ、職員の方々に周知するために必要なのがやっぱり今回の職員対応要領であって、その中で、実際に当事者の方から集めた事例の「こういった場合にはこういう対応が必要だ」というような、こういうものを周知することと、それから配るだけではなくって、これを使った研修をするですとか、それから常にそういう法的な義務がある、という意識を持ってもらうための研修を繰り返すことによって、常にそういう意識を持っていただくこと、というのが重要だと思います。例えば、資料4で今回出していたもので言いますと、知的障がい者に対する配慮としては、先ほど受付職員の方が対応されています、というお話があったと思うのですが、その方が知的障がい者かどうかというのは分からないと思いますから、なかなか声掛けすることはできないと思うんですね。そういった場合に、受付がここにありますが、案内をしてくれる表示がここにありますがよ、ということが、知的障がい者でも分かるような、例えば矢印を付けるとか、図を作るとか、すごく大きな看板を作るとか、振り仮名を振るとかですね、例えばそういう配慮が必要かなと思っております。これが1つ目です。

それから2つ目はですね、私はいろいろな相談を受ける立場で障がい者の方と接していますけれども、どうも孤独になっていて、身近な困りごとを相談するところが持っていないという方が、まだまだいらっしゃるなと思っています。それはその方のコミュニケーション

ョンの取りづらさというような問題もあるとは思いますが、相談支援事業所の相談員とうまくつながれていなかったり、またその相談員がすごく忙しすぎてなかなか対応しきれていない、というようなところもあったり、あとは質の問題もあるのかもしれませんが、そういった意味で、相談体制の充実ですとか、その障がい者を取り巻く、助ける方たちを増やしていくということが、すごく重要なことだと思っております。以上です。

(山谷副知事)

ありがとうございました。今の本部員の皆さんからの様々なご意見、ご提言に関して、各部のほうから何か聞いてみたいとか、確認してみたいというようなことはありますか。いろいろ、大変重要なご指摘をいただいたなというふうに思います。

(村木保健福祉部長)

保健福祉部のほうから、少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれど、盲導犬の話については、先ほど副知事から話があったように、私たちのほうでも、この本部員会議の地域版として、地域づくり委員会というものがありますので、その中でまた改めて関係者、本部員のメンバーではありませんけれども、関係の方々、旅館業・ホテル業といった関係の方々呼びかけをしてですね、その中でまた再度、二度とああいうことがないように話をさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、社会的入院のことでございますけれども、以前は、道のほうでもいろいろ調査をして実態把握ということにも努めてきましたけれども、最近それがちょっと途切れているということもございまして、改めてですね、実際、地域社会の中で暮らしていける、そういう実証もあるということございまして、そういった実態を把握することからまた始めてですね、少しでも社会的入院というようなことがないようにしていきたいな、というふうに考えております。また、就労継続支援A型の労働の内容について、本当に労働者として扱われているのだろうか、というようなこともございましたけれども、そういったことについても、まず、実態がどうなっているかということも含めて、少しでも勉強させていただきたいなというふうに思っております。条例の本道における取組について、お褒めの言葉をいただきましたけれども、まだまだ足りないところもあると思っておりますので、今回差別解消法が施行されますので、条例の存在自体も知らない人が多いということございまして、引き続きいろいろな機会をとらえて、道の条例、それから、これからは差別解消法のPRにいろいろな手段・方法を使いまして、啓発に努めてまいりたい、というふうに思います。それから、合理的配慮をすることが非常に難しいのではないかなというような話もありましたけれども、事例をいろいろ収集して、それを提供するという中で、本当に合理的な配慮というものが、どういふものがあるのか、我々も幅広く収集しながら、実際に、障がい当事者の方のご意見を伺いながら、どのようなことができるのか、といったようなことを、少し積極的に調べたうえで、検討して、実践に移してまいりたいというふうに考えておりますので、これから



もどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

(山谷副知事)

はい。ほかに、何かございますでしょうか。

(高橋知事)

私からもいいですか。

(山谷副知事)

はい。

(高橋知事)

はい、ありがとうございました。大変勉強させていただきました。すべての有識者委員の方のお話に応えるのは、わたくしの能力を超える部分もあるし、専門の各部長にまかせるのですが、私からは、1つは、門屋先生のほうからお話のございました、障がい者条例の施行なり障がい者福祉雇用という問題も保健福祉部だけの問題ではないんだと、縦割りではなくて、各部が、問題意識を共有してやっていかなければならないと、まさに、私の代わりに言っていた言葉でありまして、まさにそのことをですね、各部幹部にしっかり申し上げたいと思います。昨日、おとといですか、芽室に行って思いましたのは、ああやって、農業と障がい者福祉雇用ということの連携をすることで、芽室の地域の名前がアピールされて、実は芽室に限らず「十勝ってすごいよ」って、門屋先生の先進的な試みもございますし、それから日置さんの、北海道全体が全国的にちょっと進んでいるというお話もいただきました。そういう地域がこういう障がい者の福祉という分野ですごいよと発信をするというのは、まさに今、地方創生の先駆的な試みになるんじゃないかな、というふうに思うわけでありまして、ともすれば地方創生というと、雇用の場を増やして、ビジネスを高めて、水産業をよりよくして、農業ももっと活性化して、とかということばかり言うんですけども、実は今の世の中、21世紀の世の中を考えた場合に、まさに障がい者の方にやさしいということは、我々健常者にもやさしい地域づくりになりますよね。そういうことを地域のひとつのポイントとしてアピールしていく。さっき乙部の件もちょっと申しましたけれど、私、絶対来年3月に新幹線来ますよね。新幹線が来る、そのお客様のひとつの売りとして乙部を売り出していきたいと、ひそかに思っているところでありまして、やはり、障がいのある方々にやさしい地域づくりというのは、健常者にやさしい地域づくり、それがまさに地域創生なのだ、という意識を道庁全体で共有をして、しっかり進めていくということ、あらためて私のほうからも、道の各部局に周知をしていきたいと、このように思った次第であります。それから職員の対応要領をきちっと周知をすべしという話を、何人かの委員の方々からも頂戴いたしました。私ども道庁も率先行動をし

ていく、そしてそのことが、道民の皆様方、条例の存在すら知らない方が、その分野の方々におられるというのは、ちょっとショックでありまして、やっぱり道民各位に、北海道は障がいのある方々にやさしい地域づくりをやっているんだ、と知っていただくためにも、道庁自ら率先行動をとることをですね、しっかりこれも周知をしていかなければならない、というふうに思った次第でございます。ありがとうございました。

(山谷副知事)

知事に締めのお挨拶をお願いする前に、知事のほうから、本日の論点等を整理して、皆様にお話をさせていただきました。本日のご意見を踏まえ、私ども、各部連携しながら、今後とも施策を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

これで、予定の議題はすべて終了いたしました。以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ご多忙の中ご出席ありがとうございました。

(会場)

ありがとうございました。